

家畜衛生情報

661号

東部地域畜産経営技術推進指導協議会
富山県東部家畜保健衛生所

西部地域畜産経営技術推進指導協議会
富山県西部家畜保健衛生所

2024.6.10

6月は牛乳月間 モ～ッと県産牛乳を飲もう！	1
豚熱の発生予防及びまん延防止対策の徹底を！	2
野生いのししの捕獲への取組みについて	2
野生いのししへの豚熱経口ワクチン散布を実施します	3
高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う家きんの制限区域と野鳥の監視重点区域が全て解除になりました	4
梅雨期の飼料管理について～かびに注意しましょう～	4

EU等向け輸出牛肉に係る動物用医薬品規則の変更に伴う対応について ～ホスホマイシン不使用申告が必要～	5
畜産環境保全強化月間巡回を実施します	5
令和6年度家畜保健衛生対策会議を開催	5
防疫情報	6
使用基準の新定により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品	6
お知らせ	6

6月は牛乳月間 モ～ッと県産牛乳を飲もう！



国連食糧農業機関（FAO）は、2001年に牛乳に対する関心を高めると同時に、酪農・乳業の仕事を多くの方に知ってもらうことを目的として、6月1日を「世界牛乳の日」とすることを提唱しました。日本でも、日本酪農乳業協会（現・一般社団法人Jミルク）が2007年、これに合わせる形で6月1日を「牛乳の日」、6月を「牛乳月間」と定めました。

県内では、6月1日の「牛乳の日」に富山駅南北自由通路にて、富山市乳業協会と富山市が主催して「牛乳祭」が行われました。地場産のおいしい牛乳を飲んで酪農家を応援しよう！と銘打って開催され、県内外の多くの人達が、県産のおいしい牛乳や県産牛乳を使用したジェラートなどを堪能されました。県産牛乳のファンやリピーターが増えることを期待しています。

（西部家畜保健衛生課 粕谷課長）

豚熱の発生予防及びまん延防止対策の徹底を！

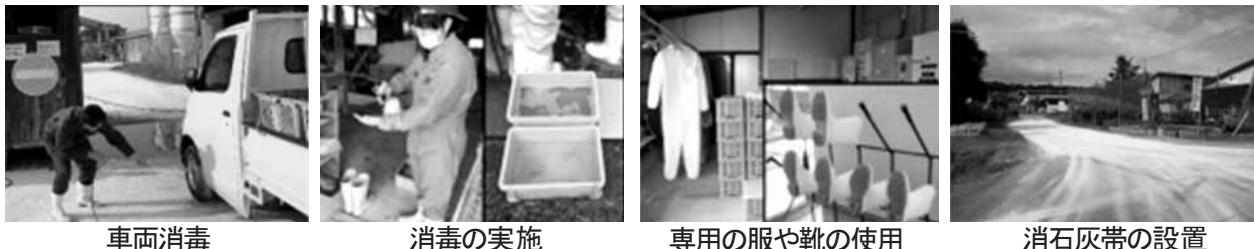
令和6年5月26日には栃木県那須塩原市の飼養豚約16,000頭の農場で、5月28日には岩手県洋野町の飼養豚約17,500頭の農場で、国内91、92例目となる豚熱の発生が相次いで確認されました。

現在、野生いのししの活動が活発化する時期とされており、これによる豚熱ウイルスの拡大が懸念されます。ウイルスの侵入を防ぐためには、飼養衛生管理の徹底が非常に重要となります。養豚農家の皆様方には、特に以下の点について留意くださるようお願いします。

- 人、車両、物等の農場への出入り時の消毒や、野生動物の侵入防止対策など、養豚農場におけるウイルス侵入防止対策について再点検してください。
- 豚熱ワクチンのみでは豚熱の感染を完全には防げません。適切な飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切なワクチン接種を依頼してください。
- 家畜保健衛生所への通報が遅れますと、他の農場への豚熱まん延リスクを高めてしまします。通常と異なる死亡の増加や継続などを認めた場合には、直ちに家畜保健衛生所に相談してください。

(西部家保防疫課 竹元係長)

出典：農林水産省



野生いのししの捕獲への取組みについて

県内では捕獲された野生いのししで豚熱ウイルスの感染が、令和6年4月以降、氷見市で4頭、富山市で1頭、南砺市で1頭の計6頭で確認されました（6月5日現在）。また、近隣の県におきましても、4月に石川県の金沢市と白山市で1頭ずつ、5月には新潟県の上越市で1頭、長野県の上田市で2頭、それぞれ豚熱に感染した個体が確認されています。こうした現状から、野外から農場への豚熱の侵入リスクについて、引き続き十分に警戒を払う必要があるものと考えられます。

本県では、野生いのししへの豚熱の感染拡大を防ぐため、令和元年度より「富山県イノシシ管理計画（第3期）」の中で、いのししの捕獲強化に取り組んできました。このたび、新たに「富山県イノシシ管理計画（第4期）」が策定され、令和6年4月1日から実施されています。

本計画では、令和10年度末のいのしし個体数を、豚熱の感染拡大防止に有効と推定される2,600頭程度に抑えることを目標とし、毎年度7,500頭以上のいのしし捕獲を実施するとしています。具体的には、捕獲効率の高いワナの導入、ICTを活用した捕獲技術の検証・利用の拡大などを図る方針です。

富山県は、捕獲強化の取組みや、経口ワクチンの野外散布などの活動を通じて、野生いのししへの豚熱の感染拡大防止策を今後も推進してまいります。

<富山県イノシシ管理計画（第4期）について>

以下のホームページにて、掲載しています。

(<https://www.pref.toyama.jp/1709/kurashi/kankyoushizen/shizen/kanrikeikaku/kj00017571.html>、QRコード参照)

富山県イノシシ管理

計画（第4期）



富山県HP

(西部家保防疫課 竹元係長)

野生いのししへの豚熱経口ワクチン散布を実施します

平成30年9月に国内の養豚農場で26年ぶりとなる豚熱が発生し、同月には野生いのしし（以下、いのしし）から豚熱の陽性事例が確認されました。本県においても令和元年7月に、死亡いのししで初めて豚熱陽性が確認されて以降、これまでに県内12市町で113頭の豚熱感染いのししが確認されています（令和6年6月5日現在）。

現在、飼養豚に対しては定期的なワクチン接種が行われていますが、いのししから飼養豚への豚熱感染リスクを防止するため、本県では令和元年度より豚熱経口ワクチンを野外散布しています。今年度も市町や県の職員、獣友会員、地元関係者等で構成する経口ワクチン散布地区タスクフォースが中心となり「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」に基づき、いのししへの経口ワクチンの野外散布を実施しますので、その概要を紹介します。

<豚熱経口ワクチンについて>

豚熱経口ワクチン（写真）はトウモロコシ粉などを材料としたビスケット状の餌の中に、豚熱ワクチンを封入したものです。このワクチンを地中に埋め、いのししに食べさせることで、豚熱ウイルスに対する免疫を獲得させます。いのししの免疫獲得には、ワクチンをおおむね4週間隔で2回食べさせる必要があります。



写真 豚熱経口ワクチン
(農研機構 HPより引用)

<本県でのいのししへの経口ワクチン散布の実施について>

- 散布期間：6月から9月にかけ、4週間隔で2回実施

- ワクチン散布方法：散布候補地を選定後、散布候補地における餌付けの実施、誘引状況（誘引された動物の種類およびエサの接種状況など）を確認したのち、散布地点および散布数量等を決定します。なお、ワクチン散布5日以降に摂取状況を確認したのち、ワクチンの回収を行います。
- 散布地域：舟橋村を除く10市4町（富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、上市町、立山町、射水市、入善町、朝日町）

・散布スケジュール

時 期	散布計画の内容
【1回目】令和6年6～7月	(必要な場合に限り、餌付け)
【2回目】令和6年8～9月 (1回目から4週間後)	ワクチン散布 (143か所、2,860個) →延べ286か所、5,720個
	ワクチン回収 (ワクチン散布5日以降)
	サーベイランスのための捕獲 (散布完了日の翌日から起算して16日目から開始)

※R5年度散布実績：10市4町、延べ256カ所、5,118個

<本県のいのししへの経口ワクチン散布状況について>

農林水産省ホームページでは、全国のいのししへの経口ワクチン散布状況について随時更新されており、本県の散布状況についても確認することができます。

（https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/wildboar_map.html、QRコード参照）

また、本ページでは併せていのししの豚熱検査状況についても確認することができますので、参考にしてください。

全国のイノシシ経口
ワクチン散布状況



農林水産省HP

（農業技術課 石原主任）

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う家きんの制限区域と野鳥の監視重点区域が全て解除になりました

令和5年11月25日に佐賀県で国内1例目の高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生以降、国内で続いている制限区域が全て解除されました(最終発生:千葉県 4月29日)。また、野鳥についても4月30日に確認された北海道でのハシブトガラスの監視重点区域が解除され、全て解除となりました。しかし、韓国では5月23日にHPAIが発生しており、引き続き飼養衛生管理の徹底をお願いします。

R5年度シーズンは昨シーズンと比較して野鳥、家きんとともに初発事例は遅く確認されました(表1)。また、野鳥事例数、家きん発生件数、殺処分羽数全てにおいて昨年度シーズンと比べて減少しました(図1, 2, 3)。今シーズンでは大規模農場(50万羽以上)での発生がなかったことから殺処分羽数は昨シーズンから大きく減少し約85.6万羽となりました。

表1 HPAI 初発確認日

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
野鳥	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日
家きん	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日

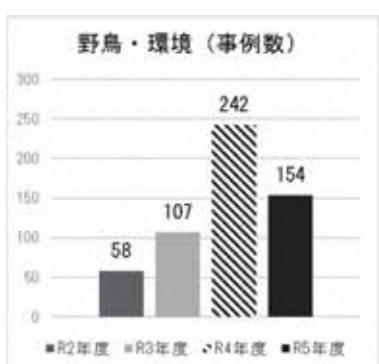


図1 野鳥・環境事例数

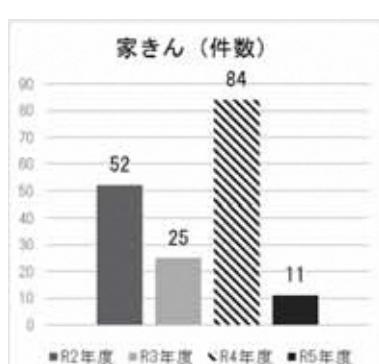


図2 家きん発生件数

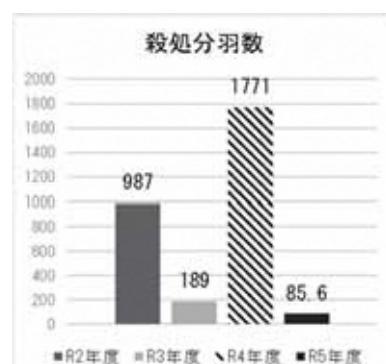


図3 殺処分羽数 (万羽)

国内の野鳥では28都道府県154事例と富山県を含む全国各地でHPAI陽性事例が確認され、国内に多くのウイルスが侵入していたものと思われます。しかし、家きん農場での発生件数が少なかつたことは、農場側の日々の衛生管理が徹底された努力の結果であると考えられます。

近年、HPAIの発生時期の早期化と長期化がみられています。リスクが過ぎ去ったと安心するのではなく、全ての従業員が毎日の飼養衛生管理を徹底し、農場での防鳥ネット等に破損箇所を発見した際には早期に修繕をしていただきますようお願いします。

(西部家保防疫課 小林主任)

梅雨期の飼料管理について～かびに注意しましょう～

気象庁によりますと、北陸の梅雨入りは平年で6月11日頃とされており、梅雨入りから夏にかけて、気温、湿度がともに高くなっています。このような気象条件は、かびにとって非常に発生しやすい時期となりますので、飼料中のかびの害とその対策について、紹介します。

かびが作る化学物質のうち、人や家畜が摂取すると健康を害するものがあり、これを「かび毒(マイコトキシン)」と呼びます。

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、基準値が設定されているかび毒は、アフラトキシンB1、ゼアラレノン、デオキシニバレノール、フモニシン(B1+B2+B3)の4種類があります。

これらのかび毒が家畜に与える影響として、アフラトキシンB1は肝障害、ゼアラレノンは死流産等を引き起こすとされています。また、デオキシニバレノールを含むトリコテセン類は、飼料摂取量の低下、嘔吐、皮膚炎などをもたらし、フモニシンは肝機能障害、肺水腫を引き起こすとされていますので、以下の点に注意して、かびが発生しないよう適切に管理しましょう。

- 飼料は計画的に適量を補充し、必要以上に長期間、飼料タンク等に保存しない。
- 飼料タンク内の結露対策として、外側に遮光カバーをする又は遮熱塗料を塗る。
- 紙袋飼料は、冷暗な場所で保管する。
- 飼槽の残餌は、こまめに掃除する。



図 糸状菌(かび)の構造

(西部家保環境課 粕谷課長)

EU等向け輸出牛肉に係る動物用医薬品規則の変更に伴う対応について ～ホスホマイシン不使用申告が必要～

EUにおける規則の変更に伴い、出生からと畜までの間、『ホスホマイシン』（抗菌剤）が投与された牛は、EU向けに輸出できなくなります。このため出荷先の家畜市場や肥育農家から

『ホスホマイシン』を使用していないことの確認

申告書の提出

を求められる場合がありますので、ご協力を願いいたします。

ホスホマイシンとは？
家畜では主に子牛の肺炎・下痢症の治療薬として承認

<ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ>

出典：農林水産省

<対応1 家畜市場から求められるケース>

家畜市場に子牛を出荷する際、家畜市場からの求めがあつた場合、

『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書を提出。



<対応2 肥育農家から求められるケース>

相対取引や家畜市場における牛の販売後、肥育農家からの求めがあつた場合、

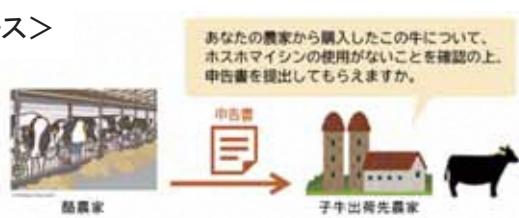
『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書を提出。



<対応3 子牛出荷先農家（育成農家等）から求められるケース>

相対取引や家畜市場における牛の販売後、子牛出荷先農家からの求めがあつた場合、

『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書を提出。



(農業技術課 稲葉副係長)

畜産環境保全強化月間巡回を実施します

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（家畜排せつ物法）では、家畜の排せつ物について管理基準に基づく適切な管理が義務付けられています。

このため、家畜保健衛生所では、毎年、個々の処理施設の適切な管理と有機物資源としての利用を推進し、環境と調和のとれた畜産の持続的発展を図るため、「畜産環境保全強化月間」を設け、市町村、広域普及指導センターなどの関係機関とともに、下記のとおり巡回を実施いたします。

家畜排せつ物法の管理基準には、堆肥施設の点検修理を行うことや家畜排せつ物の年間発生量・処理の方法について年1回記録し保管することが定められています。毎年、記録簿の記入がされていない農家がみられますので、年1回の記入を忘れないようお願いします。

「巡回時期」 東部家保管内：6～7月（牛・鶏）、8～10月（豚）、西部家保管内：9～10月

(西部家保環境課 台蔵上席専門員)

令和6年度家畜保健衛生対策会議を開催

令和6年度家畜保健衛生対策会議を東部家畜保健衛生所では5月22日、西部家畜保健衛生所では5月28日に開催しました。各市町村の畜産担当者、畜産関係機関が出席し、今年度の重点業務から高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱等の発生状況と今後の防疫体制の整備及び環境保全の推進について説明し、今年度の協力体制を確認しました。

(西部家保 稲垣次長)

防 疫 情 報

全国の主な家畜伝染病の発生

豚熱（法定伝染病）

（6月3日現在）

事例	発生月日	発生場所	経営形態	飼養頭数	備考
91	5月26日	栃木県那須塩原市	一貫	約1.6万頭	
92	5月28日	岩手県洋野町	一貫	約1.75万頭	

県内の主な家畜伝染性疾病の発生

病名	畜種	発生月日	戸数	頭羽数	備考
牛パストレラ症	牛	5月2日	1	1	
牛マンヘミア症	牛	5月10日	1	1	
牛ロタウイルス病	牛	5月14日	1	3	
豚丹毒（届出伝染病）	豚	5月15日	1	1	と畜場発見
山羊の消化管内線虫症	山羊	5月16日	1	1	

県内における野生いのししの豚熱PCR陽性事例（令和6年5月以降）

（6月5日現在）

	発見状態	発見又は捕獲日	発見又は捕獲場所	成長区分	性別
1	捕獲	5月23日	富山市八尾町下笠原地内	成獣	雄
2	捕獲	5月27日	氷見市角間地内	成獣	雄
3	捕獲	5月29日	氷見市上田地内	成獣	雄
4	捕獲	6月1日	氷見市中波地内	成獣	雄
5	捕獲	6月3日	南砺市大西地内	成獣	雄

使用基準の新定により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品

改正日	医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	製品の名称 (製造販売会社名)
令和6年1月15日	マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤(1mL当たりマルボフロキサシン100mg以下を含有するものを除く)	牛	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を静脈内に注射すること	食用に供するためと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前48時間	フォーシル (明治アニマルヘルス株式会社)
令和6年5月8日	マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤(1mL当たりマルボフロキサシン100mg以下を含有するものを除く)	豚	1日量として体重1kg当たり8mg以下の量を筋肉内に注射すること	食用に供するためと殺する前8日間	フォーシルS (明治アニマルヘルス株式会社)

（西部家保環境課 細谷課長）

☆お知らせ☆

催事等	期日	場所
北陸三県和牛子牛市場	6月27日	北陸三県家畜市場（金沢市）

家畜衛生情報の最新号を閲覧できるページを設けましたので、
ご覧ください。

家畜衛生情報最新号

(<https://www.pref.toyama.jp/1687/sangyou/nourinsuisan/nougyou/e-eiseijo/kj00016228/kj00016228-990-01.html>、QRコード参照)



県HP

発行所 富山県東部家畜保健衛生所 〒939-3536 富山市水橋金尾新46 編集者 細谷 健一郎（富山県西部家畜保健衛生所）	https://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1687/index.html 電話 (076) 479 - 1106 FAX (076) 479 - 1140
--	---